

# 日本表面科学会 中部支部規約

## 第1章 総 則

- 第1条 本支部の構成運営については、日本表面科学会会則（本会会則）ならびに細則に定めるもののほか、この規約による。
- 第2条 本支部は日本表面科学会中部支部と称する。
- 第3条 次の地域内に在住または在職する日本表面科学会会員をもって構成員とする。  
静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、山梨県、長野県、富山県、石川県、福井県

## 第2章 事 業

- 第4条 本支部は本会会則第4条に定める目的を達成するため、本支部会員の連絡をはかり、また講演会、見学会等を開催する。

## 第3章 支 部 役 員

- 第5条 本支部に支部長、副支部長2名、支部幹事若干名、監事1名をおき、これらを支部役員と称する。支部役員数は役員会の決議を得てこれを定める。
- 第6条 1. 支部長は本支部を代表し、支部会務を総括する。  
2. 副支部長は支部長を補佐し、また支部長に事故があるときはその任務を代行することができる。
- 第7条 支部長は庶務幹事、会計幹事、企画幹事を委嘱する。
- 第8条 支部役員任期は1年とする。ただしその再任を妨げない。
- 第9条 支部役員に欠員が生じた場合は補充することができる。補充による支部役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第10条 支部役員は本支部会員中より支部役員会がこれを推薦し支部総会において決定する。
- 第11条 大会その他特別の事業がある場合、支部長は支部役員会に諮り委員を委嘱することができる。

## 第4章 会 議

- 第12条 支部の会議は支部総会および支部役員会とする。
- 第13条 支部役員会は年1回支部長が招集する。支部長が必要と認めるときは臨時支部役員会を招集することができる。
- 第14条 支部役員会は支部役員半数以上の出席により成立する。但し、委任状を認め、委任状提出者は出席役員と認める。支部役員会の議事は出席役員過半数の賛成を経て議決する。可否同数の場合は支部長が議決する。
- 第15条 支部総会は年1回支部長が召集する。支部長が認めるときは、支部役員会の議決を経て臨時支部総会を召集することができる。
- 第16条 支部会員総数の10分1以上から支部総会に付議すべき事項及び理由を記載した書面により、支部総会の招集を提案された場合、支部長は速やかに臨時支部総会を招集しなければならない。
- 第17条 支部総会の開催日、および議事は支部役員会の議決を経て、支部長が決定し、開催日を

支部会員に通知する。通知は表面科学会誌への掲載にて行うこともできる。

第 18 条 支部総会は支部会員数の 20 分 1 の以上の出席によって成立する。ただし、委任状を認め、委任状提出者は出席会員と認める。

第 19 条 支部総会の議事は出席会員の過半数を得て議決する。

## 第 5 章 そ の 他

第 20 条 この規約の施行について、支部役員会の決議を得て別に運営細則を設ける。

第 21 条 この規約は支部役員会の議決を得、かつ支部総会の承認を得なければ変更することができない。

第 22 条 本規約は 1992 年 11 月 7 日より施行する。